

# 低圧電気取扱い業務特別教育 案内書

## ◆開催予定日、会場、定員

地区	実施日時	場所(住所、電話番号、FAX 番号)	募集定員
松山	1 2019年4月23日(火) 8時30分～17時30分	愛媛労働基準協会研修室 ・住所:松山市南江戸1丁目13番21号 ・電話番号:089-927-7731、FAX 番号:089-907-7600	80名
	2 2019年7月18日(木) 8時30分～17時30分		
	3 2019年12月11日(水) 8時30分～17時30分		

- ・申込み受付開始は、原則実施日の2ヶ月前から2週間前までです(土日祝祭日の場合は翌日)。
- ・講習会参加者の駐車場は有りませんので、周辺の有料駐車場をご利用下さい。

## ◆講習科目、時間

学科	低圧の電気に関する基礎知識	1 時間
	低圧の電気設備に関する基礎知識	2 時間
	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1 時間
	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2 時間
	関係法令	1 時間
(合計 7 時間)		

## ◆受講資格…当協会では学科講習のみを実施していますので、下表の実技証明が必要です。

低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について7時間以上(開閉器の操作のみを行なう者については1時間以上)の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

## ◆受講料…消費税(10%)含む

	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	9,900	715	10,615
会員	6,600		7,315

- ・消費税10%料金です(2019年(令和元年)10月1日からの講習に適用します)
- ・キャンセルは、前日まで(土日祝祭日の場合は前日)に、電話でご連絡頂ければ返金させていただきます。当日欠席された場合は、返金出来ませんのでご注意ください。

## ◆法律根拠

- ・労働安全衛生法第59条の規定により電気取扱い等の危険業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。

### 【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第36条第4号

- ・低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

低圧とは、交流にあっては600V以下、直流にあっては750V以下の電圧をいう。



## ◆補足説明

- ・低圧電気取扱業務を行う場合には、経済産業省の資格である電気工事士を取得していても、安全確保・事故防止の為、厚生労働省管轄の特別教育の修了が必要となります。
- ・充電電路、充電部分について  
充電電路とは、裸線(露出部分等)に触れれば感電する通電の状態です。この「充電電路の敷設若しくは修理の業務」とは、充電電路(活線)状態で電動工具のコードが破線している時に絶縁テープを巻いて修理することなどが含まれます。又、開閉器等で充電部分が露出した刃型開閉器(ナイフスイッチ)等の操作はこの業務に該当します。

# 低圧電気取扱い特別教育受講 申込書

コピーしてご使用下さい		※印欄以外は全てご記入下さい。HP					
申込日	年 月 日	※修了証番号		※受付番号	松・新・四 今・八・宇		
受講日時	年 月 日( ) 8時30分～17時30分	場所	愛媛労働基準協会研修室				
フリガナ			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日		
受講者氏名							
現住所	〒 - 都道 市郡 府県 区 個人連絡先 ( ) -						
受講資格 (実技教育)	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について7時間以上(開閉器の操作のみを行なう者については1時間以上)の実技教育を行っていること。						
事業主等 の証明欄	上記受講者は記載された実技教育を実施していることを証明します。						
	〒 - 年 月 日						
	所在地						
	事業場名						
代表者名 <span style="float: right;">㊟</span>							
連絡先 電話 ( ) - , Fax ( ) -							
会員の有無	<input type="checkbox"/> 会員 ・ <input type="checkbox"/> 一般		テキスト購入	<input type="checkbox"/> 購入 ・ <input type="checkbox"/> 不要(持参する)			

切り取り線

低圧電気取扱い特別教育受講票	
※受講番号	※受付番号
受講者氏名	
受講年月日	年 月 日 ( ) 8時30分～17時30分
受講会場	愛媛労働基準協会研修室 住所:松山市南江戸1丁目13番21号
※講習内容	低圧の電気に関する基礎知識
	低圧の電気設備に関する基礎知識
	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識
	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法
	関係法令
テキスト	<input type="checkbox"/> 当日交付 ・ <input type="checkbox"/> 受講者持参

**【連絡事項】**

- ・本受講票は当日受付に提示し、受講中は机上に置いて下さい。
- ・開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付出来ませんのでご注意ください。
- ・筆記用具をご持参下さい。
- ・講習会場には駐車場がありません。  
(公社)愛媛労働基準協会松山支部

## 領収証

\_\_\_\_\_ 殿

¥ \_\_\_\_\_ :

低圧電気取扱い特別教育受講  
料及びテキスト代金

上記金額を領収致しました。

年 月 日

(公社)愛媛労働基準協会 松山支部